

一般事業主行動計画(次世代法・女性活躍推進法 一体型)

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2 目標・取組内容・実施時期

目標 1 全職員に占める女性労働者の割合について、45%以上を維持する。【女活】

<取組内容>

- ・令和7年4月～ 仕事と育児の両立を支援するため、定期的に管理職及び職員に対して育児関連制度の周知と意識啓発を実施する。

目標 2 育児・介護休業制度の周知を図り、取得手順や休業中の処遇に関する情報を提供する。【次世代】

<取組内容>

- ・令和7年度中 各制度内容について必要な情報を集約したものを作成し、全職員に周知する。

**目標 3 各所属の年次有給休暇取得率について、平均75%以上を目標とする。
【女活&次世代】**

<取組内容>

- ・令和7年4月～ 各所属の有給休暇取得状況について、実態を把握するとともに、各所属において有給休暇取得計画の策定等による取得促進のための取組を実施する。
- ・令和7年4月～ 各所属の業務の閑散期や三大連休(GW・夏期・年末年始)の時期を利用した有給休暇取得の取得を促す
- ・令和7年4月～ 上司が率先して取得し、部下が取得しやすい雰囲気をつくる。
- ・令和7年4月～ ワークライフバランスの充実を目指し、各所属で業務の見直しを行い、業務の効率化に取り組む。